



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月17日金曜日 第2008号

◇ 目 次 ◇ 告 示

鳥獣保護事業計画の変更.....	1112
特定鳥獣保護管理計画の変更（2件）.....	1112
特定鳥獣の狩猟期間の延長.....	1112
特定鳥獣に係る捕獲等の数の制限及び猟法の禁止の一部解除.....	1113
救急病院の協力申出.....	1113
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	1113
保安林の指定の解除（3件）.....	1113
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	1113
道路の位置の指定.....	1115
建設業者の許可の取消し.....	1115
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	1116
道路の供用開始（ " ）.....	1116

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	1116
---------------------------	------

公 告

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託.....	1117
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1118
I Cカード運転免許証作成用消耗品の購入.....	1118

監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	1119
監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	1119

教育委員会告示

愛媛県生涯学習センターの指定管理者の指定.....	1120
愛媛県総合科学博物館の指定管理者の指定.....	1120
愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の指定.....	1121
えひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の指定.....	1121
平成21年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....	1121
平成21年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項.....	1125
平成21年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....	1127

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1487号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を変更した。

変更後の第10次鳥獣保護事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において縦覧に供する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1488号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、第2次愛媛県イノシシ適正管理計画を変更した。

第2次愛媛県イノシシ適正管理計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において供覧する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1489号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、愛媛県二ホンジカ適正管理計画を定めた。

愛媛県二ホンジカ適正管理計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において供覧する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1490号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類
二ホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域
宇和島市（ただし、島しょ部を除く。）、鬼北町、松野町及び愛南町（ただし、島しょ部を除く。）
- 3 延長する狩猟期間
愛媛県二ホンジカ適正管理計画（平成20年10月愛媛県告示第1489号）の期間（平成20年11月1日から平成24年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで

○愛媛県告示第1491号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に係る同法第12条第1項の規定による捕獲等の数の制限及び猟法の禁止の一部を解除する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 捕獲等の数の制限の解除

特定鳥獣の種類	解除する区域	解除する捕獲等の数の制限	解除する期間
ニホンジカ	宇和島市（島しょ部を除く。）、鬼北町、松野町及び愛南町（島しょ部を除く。）	1日当たりの上限 1頭	平成20年11月1日から平成24年3月31日まで

2 猟法の禁止の解除

特定鳥獣の種類	解除する区域	解除する猟法	解除する期間
イノシシ	愛媛県全域	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法	平成20年11月1日から平成24年3月31日まで
ニホンジカ	宇和島市（島しょ部を除く。）、鬼北町、松野町及び愛南町（島しょ部を除く。）	同上	同上

○愛媛県告示第1492号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成23年10月14日まで

○愛媛県告示第1493号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
あんず薬局	宇和島市丸之内2-1-7	宇和島市桜町2-52	平成20年10月13日

○愛媛県告示第1494号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、

○愛媛県告示第1497号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年8月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

次のように保安林の指定を解除する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市大西町脇甲 269（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」、は省略し、その図面を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1495号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市大西町脇甲 269（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」、は省略し、その図面を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1496号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町明神 737 の 2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
電気通信設備用地とするため
- 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町明神 737 の 2
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
電気通信設備用地とするため

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		法第2条第2項第5号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	漁業近代化資金の種類	利子補給率		
1・2 省略						1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保	年1分2厘5毛	年1分5	年1分2	年 <u>4</u> 厘 <u>5</u>	年 <u>4</u> 厘 <u>5</u>	3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保	年1分2厘5毛	年1分5	年1分2	年 <u>5</u> 厘	年 <u>5</u> 厘

管施設、漁船用油 供給施設、養殖池、 蓄養池、水産種苗生 産施設、養殖用作業 舎、水産物処理施設、 水産物保蔵施設、水 産物加工施設、製氷 冷凍施設、水産物等 運搬施設、水産物販 売施設又は漁業用通 信施設の改良、造成 又は取得に必要な資 金（漁船の改造、建 造若しくは取得に必 要なもの又は次号若 しくは第5号に掲げ るものを除く。）	毛	厘5 毛	毛	毛	管施設、漁船用油 供給施設、養殖池、 蓄養池、水産種苗生 産施設、養殖用作業 舎、水産物処理施設、 水産物保蔵施設、水 産物加工施設、製氷 冷凍施設、水産物等 運搬施設、水産物販 売施設又は漁業用通 信施設の改良、造成 又は取得に必要な資 金（漁船の改造、建 造若しくは取得に必 要なもの又は次号若 しくは第5号に掲げ るものを除く。）	毛	厘5 毛	—	—
4～6 省略					4～6 省略				
7 漁村情報処理・通 信施設（有線放送施 設及び有線放送電話 施設を含む。）、漁船 船員臨時宿泊施設、 漁業者研修施設、集 会施設、託児施設、 診療施設、水道施設、 ガス供給施設、下水 道施設、地域休養施 設、漁村広場施設、 漁村センター、生活 安全保護施設、連絡 道又は廃棄物処理施 設の改良、造成又は 取得に必要な資金		同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛	7 漁村情報処理・通 信施設（有線放送施 設及び有線放送電話 施設を含む。）、漁船 船員臨時宿泊施設、 漁業者研修施設、集 会施設、託児施設、 診療施設、水道施設、 ガス供給施設、下水 道施設、地域休養施 設、漁村広場施設、 漁村センター、生活 安全保護施設、連絡 道又は廃棄物処理施 設の改良、造成又は 取得に必要な資金		同上	年5 厘 —	年5 厘 —
8 省略					8 省略				

○愛媛県告示第1498号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年10月17日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 1 指定年月日及び番号
平成20年10月8日 19四土建（道）第14号
- 2 道路の位置
四国中央市寒川町字神ノ木 247番1、259番、259番2、260

番、262番及び263番

幅員 4.02メートル 5.00メートル
延長 22.02メートル 65.07メートル

- 3 申請人の住所及び氏名
四国中央市三島中央三丁目14番11号
有限会社トラヤ第一不動産
代表取締役 合田 義久
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1499号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 ・ 特 - 18) 第 10310 号	平 成 18 年 10 月 3 日	(株) 中 山 建 設	稲 本 明 範	伊 予 市 中 山 町 中 山 辰 718 - 1	平 成 20 年 9 月 1 日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(特 - 18) 第 11347 号	平 成 18 年 11 月 7 日	(有) 桑 田 建 設	桑 田 茂 臣	松 山 市 太 山 寺 町 2430 - 2	平 成 20 年 9 月 17 日	土 工 事 業 と び ・ 土 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 17) 第 6425 号	平 成 17 年 4 月 4 日	(有) 鼓 商 店	鼓 寛 治	松 山 市 住 吉 2 - 11 - 25	平 成 20 年 9 月 24 日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 19) 第 13724 号	平 成 19 年 6 月 5 日	(有) ユ ベ ン ト ス	岩 本 眞 義	松 山 市 小 栗 5 - 4 - 37	平 成 20 年 9 月 25 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市八多喜町甲2985番2地先から 同市八多喜町甲2977番2まで	旧	メートル 4.6~10.6	キロメートル 0.123	
		大洲市八多喜町甲2987番2から 同市八多喜町甲2968番2まで	新	4.6~16.2	0.126	
				10.4~34.2	0.117	

○愛媛県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市八多喜町甲2985番2地先から 同市八多喜町甲2977番2まで 大洲市八多喜町甲2987番2から 同市八多喜町甲2968番2まで	平成20年10月17日

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項	別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
森 林 整 備 課	1～18 省略				
	19 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の施行に関する事務	1 基本方針の策定及び変更（第3条第1項、第3項から第5項まで） 2 市町の特定間伐等促進計画の策定及び変更の協議に対する同意（第4条第6項、第8項）		—	

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
森 林 整 備 課	1～18 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
元農業試験場外敷地調査測量業務 1式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
契約日から平成21年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
元農業試験場外
愛媛県松山市道後町二丁目718番1外
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る

一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に事務所を有する土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人又は社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- (3) 土地家屋調査士業務の履行等に関する損害賠償責任保険に加入していること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札の日時等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2558

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年10月31日（金）午後2時
愛媛県庁本庁舎 本館2階総務部会議室（入札室）

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条第2号の規定を適用し、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に2の(3)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出すること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年10月2日	特定非営利活動法人 みんなのICT	矢 野 佳 子	松山市別府町469番地フレグラン スべふA103号	この法人は、障害者及び高齢者など情報弱者を含めた全ての市民（以下、「ICT利活用者」という。）に対して、ICTの利活用に関する事業を行い、障害等により生じている情報格差・生活の不便さに係る問題の改善や解決を図り、ICT利活用者がICTの恩恵を享受し、生活の質を向上させ自立した地域生活を実現するユビキタス社会・ユニバーサル社会に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ICカード運転免許証作成用消耗品の単価契約
- (2) 購入物品名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 購入期間
契約締結後から平成21年3月31日までの間
- (5) 納入期限
発注後15日以内
- (6) 納入場所
愛媛県警察本部運転免許管理課及び指定した場所
- (7) 入札方法
入札金額は、IC運転免許証を作成した場合の1枚当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の一般競争入札に参加

する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 購入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
- (2) 入札書の受領期限
平成20年11月27日（木）午前11時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成20年11月27日（木）午前11時00分
愛媛県警察本部 大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した

物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期間

平成20年10月17日（金）午前9時から平成20年11月20日（木）午後5時30分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Consumables for IC DRIVER 'S LICENSE issuance system
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 27, November, 2008
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110

監査公表

○公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成20年10月17日

愛媛県監査委員 壺内 絃 光
 同 白石 友一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭治

選定した特定の事件	愛媛県の執行した補助金等について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成20年3月24日	
監査対象機関	選挙管理委員会	
監査の結果	措置の内容	
<p>平成19年4月8日執行愛媛県議会議員選挙における公費負担金（燃料代）</p> <p>燃料費の負担請求について、誤った請求による返納申し入れが相次いでいる事態に対して、愛媛県の対応は不適切である。見本の様式が誤解を招いた恐れがあるとのことであるが、候補者のしおりには負担の限度額にははっきりと記載がなされており、候補者が通常の注意をもってすれば理解可能であり、一部の候補者が主張するような誤認したことによる請求の正当性はなんら生じる余地はない。また、チェックが不十分であることは間違いのない事実である。制度を理解している担当職員が正当な注意を払って請求内訳書を見ていれば、自動車使用証明書に記載された日ごとの限度額がそのまま販売実績金額になっている記載を不自然だと認識できないはずはないと思う。</p> <p>よしんば、誤認請求を見抜けなかった当時の事情を容認したとしても、問題が発覚し多数の返納申し入れが相次いでいる状況で、返納申し出のない請求者のうち上限額の請求者や今回返納された請求者で平成15年にも上限額を請求した請求者については、監査人としては、制度誤認が継続的に続いていったと思われる状況下で更なる不適切な支出の可能性もあると推認してしまう。</p> <p>又、無投票のケースの上限の解釈は選挙運動期間1日に対して7,350円が限度のはずであり、これを上回る支出についてもその支出は不適切であり、チェック体制が不備であった。</p>	<p>平成15年4月13日及び平成19年4月8日執行の愛媛県議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料代の公費負担金について、無投票の選挙区の場合は候補者1名につきその上限額が7,350円であるにもかかわらず、有投票の場合と同様に64,500円と誤解し、燃料供給業者計7者に対し、総額5,322円を過大に交付していました。</p> <p>そこで、平成20年3月19日から24日までに、燃料供給業者7者から、合計5,322円の超過交付額全額の返納を受けました。</p> <p>また、今後は、選挙運動費用の公費負担の事務に関しては、担当職員向けのチェックマニュアルを策定し、チェック体制の強化を図ります。</p>	

○公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、

措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月17日

愛媛県監査委員 壺内 絃 光

同 白石友一
 同 田中多佳子
 同 明比昭治

監査対象機関	監査年月日
医療技術大学	平成20年4月16日
子ども療育センター	平成20年5月14日

(監査の結果)

1 授業料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年分	滞納繰越分	計	
19年度	1,607,400	357,900	1,965,300	平成19年12月31日現在(対前年同月比)
18年度	267,900	405,300	673,200	
差引増減	1,339,500	47,400	1,292,100	

(医療技術大学)

2 職員(6名)の通勤手当について、一般に利用しうる最短の経路を検討することなく通勤経路を認定したこと及び通勤距離の認定誤りにより、計131,100円(平成19年4月から20年2月までの11か月分)が過支給となっていた。(子ども療育センター)

(措置の内容)

1 平成19年12月31日時点での収入未済額のうち19年度現年分については、面談及び電話等での催告により、平成20年3月11日までに全額納入済みとなっている。

滞納繰越分については、継続して督促を行っており、平成20年1月31日に15年度分1件(47,400円)の納入があったが、14年度分1件120,900円、15年度分1件189,600円については納入に至っていないことから、今後も電話及び文書により本人及び保証人に対し、引き続き催告を行っていきたい。(医療技術大学)

2 認定した通勤経路は、職員が居住している地域で交通用具を利用して通勤をする場合、通勤にかかる時間も同程度で、道幅も広く安全性も高い一般に利用する経路であることから、認定をしたものであるが、監査結果を受け、当初認定日に遡り通行可能な最短の通勤経路で認定を行い、過支給となった通勤手当については速やかに戻入処理を行った。

今後このような誤認定が起きないように、厳格な確認を行い通行可能な最短の通勤経路で認定するよう徹底した。(子ども療育センター)

○公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月17日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 白石 友 一
 同 田中 多 佳 子
 同 明比 昭 治

監査対象機関	監査年月日
宇和島水産高等学校	平成20年5月19日

(監査の結果)

職員(4名)の通勤手当について、通勤距離が片道2キロメートル未満であるにもかかわらず手当を支給したため、計110,000円(平成19年4月から20年2月までの11か月分)が過支給となっていた。

(措置の内容)

過支給分については、返納手続きをとり、平成20年4月18日全額返納済みである。

なお、再発防止のため、全教職員に対して、通勤手当の届出に当たっての留意点を再度徹底するとともに、徒歩による最短距離が2キロメートル未満の場合には、交通用具使用による通勤距離が2キロメートルを超えても手当が支給されないことを周知指導した。また、現在届出している通勤経路及び距離について再確認するよう指導した。

通勤手当の認定事務に当たっては、職員の給与に関する条例や職員の通勤手当の支給等に関する規則の内容を遵守し、他の経路の有無を調査し、複数の事務職員による経路確認及び距離の実測等の確認作業を行うことにより、正確で適正な事務処理に努めたい。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)第4条第3項の規定により、教育機関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 教育機関の名称
愛媛県生涯学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市千舟町四丁目5番地2
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年10月9日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県県立博物館設置条例(昭和45年愛媛県条例第7号)第4条第3項の規定により、県立博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 県立博物館の名称
愛媛県総合科学博物館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市千舟町四丁目5番地2
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年10月9日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第6号

愛媛県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、県立博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 県立博物館の名称
愛媛県歴史文化博物館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市千舟町四丁目5番地2
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年10月9日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第7号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、教育機関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 教育機関の名称
えひめ青少年ふれあいセンター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市千舟町四丁目5番地2
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年10月9日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成21年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成21年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成21年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成21年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること（以下「くくり募集」という。）ができる。

また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成21年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 平成21年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成21年2月18日（水）午前9時から同月24日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月24日（火）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程 200円、定時制の課程 950円）に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志

願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(7) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中)の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 海外帰国子女の出願手続は、次のとおりとする。

(7) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合は、アにより提出する書類に海外帰国子女取扱措置願を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成21年2月17日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

エ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成21年1月15日(木)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成21年1月22日(木)までに、教育長に提出し、協議するものとする。

オ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成21年2月25日(水)午前9時から同年3月3日(火)正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月3日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成21年2月25日(水)午前9時から同年3月3日(火)正午までに、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記し、これに代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(7) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)に示されている各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校及び松山南高等学校砥部分校のデザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。)の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。③において同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成21年 3月10日(火)	9:00~9:30	点呼、受検上の注意
	9:45~10:30	国 語
	10:45~11:10	国 語(作文)
	11:25~12:15	理 科
	12:15~13:10	(昼 食)
平成21年 3月11日(水)	9:00~9:30	点呼、受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:50~11:50	英 語
	11:50~12:50	(昼 食)
	13:00~	面 接 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実

技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計 250 点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、それぞれAは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科（理数科を除く。）】

【理数科、総合学科】

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
	A	B	A	B	C
6	2	2	300	100	100
5	3	2	250	150	100
5	2	3	250	100	150
4	4	2	50x	50y	200
4	3	3	250	135	200
4	2	4	200	100	200
3	4	3	150	200	150
3	3	4	150	150	200

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
	A	B	A	B	C
6	2	2	300	100	100
5	3	2	250	150	100
5	2	3	250	100	150
4	4	2	50x	50y	200
4	3	3	300	135	200
4	2	4	200	100	200
3	4	3	150	200	150
3	3	4	150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50y}{300}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

$$C = \text{調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算 (100点満点)}$$

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計 150 点満点とする。

(イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
	A	B	A	B	C
6	2	2	300	100	100
5	3	2	250	150	100
5	2	3	250	100	150
4	4	2	50x	50y	200
4	3	3	150	135	200
4	2	4	200	100	200
3	4	3	150	200	150
3	3	4	150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

(3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則

第4条の規定に従って選抜する。

- (4) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成21年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成21年3月18日(水)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成21年3月18日(水)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までに、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成21年度入学者の募集を行う全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成21年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

- (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
- (イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
- (ウ) 人物が優れていること。
- (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
- (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。

a 特別活動において優れた実績を有すること。

b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成21年1月23日(金)午前9時から同月30日(金)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月30日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(200円)に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、推薦入学受験票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受験票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

ア 調査書

イ 推薦書

5 作文、小論文、面接及び集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
平成21年 2月9日(月)	9:00~	作文・小論文
	作文・小論文 終了後	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあ っては、実技テスト(30分)終 了後に面接・集団討論)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、平成21年2月16日(月)午前10時から同月17日(火)正午までの間に、選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により在籍中学校長に通知する。
- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成21年2月20日(金)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成21年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成21年3月10日及び11日に実施した一般入学者選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成21年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3の(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成21年3月19日(木)午前9時から同月27日(金)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月27日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成21年3月19日(木)午前9時から同月27日(金)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成21年 4月2日(木)	9:30~10:00	点呼、受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語の うち2教科を選択受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成21年4月3日(金)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第9号

平成21年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成21年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成21年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成21年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成21年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成21年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認められたもの

4 出願期間

出願期間は、平成20年12月15日(月)午前9時から同月22日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の

午前9時から午後4時まで（同月22日（月）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒を添え、在籍する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に提出しなければならない。

(2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

(3) 県外からの出願手続

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 海外帰国子女の出願手続

ア 海外帰国子女としての扱いを希望する場合は、(1)により提出する書類に海外帰国子女取扱措置願を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成21年4月1日までに県内に住居を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成20年12月14日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成20年12月8日（月）までに面接、作文及び適性検査に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成20年12月12日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

6 調査書の提出

(1) 小学校長は、調査書を平成20年12月26日（金）又は平成21年1月5日（月）若しくは6日（火）の午前9時から午後4時までに、志願先中等教育学校長に提出するものとする。

(2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記し、これに代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

7 受検票の交付

中等教育学校長は、平成20年12月26日（金）から平成21年1月6日（火）までに受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

8 面接、作文及び適性検査

入学志願者は、面接、作文及び適性検査を受けなければならない。

(1) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(2) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(3) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成21年 1月9日（金）	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00～9:30	点呼、受検上の注意
	9:45～10:35	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	(昼 食)
	12:40～	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

9 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 面接、作文及び適性検査の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。

10 入学予定者の発表

(1) 入学予定者の発表は、平成21年1月15日（木）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

(2) 中等教育学校長は、平成21年1月15日（木）に入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

11 選考結果の口頭による開示請求

(1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成21年1月15日（木）から1週間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月15日（木）にあっては、午前9時）から午後5時までに、志願先の中等教育学校で

行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の得点

12 入学予定者の手続等

- (1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成21年1月15日（木）の入学予定者の発表後から同月22日（木）午後4時まで（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで）とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書又は口頭により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を添えて、）を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

- (2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成21年3月31日（火）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

13 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第10号

平成21年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成21年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成21年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成21年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

- (1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成21年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

- (2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成21年2月2日（月）から同月13日（金）までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで（同月13日（金）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (3) 出願制限

入学志願者は、二つ以上の県立特別支援学校への出願又は本校及び分校の双方への出願を行うことはできない。

なお、2学科を設置する本校の学科への出願を行う場合に限り、当該本校の他の学科を第2志望とすることができる。

- (4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

- (1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成21年2月16日

(月)午前9時から同月24日(火)午後4時までに、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。)

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記し、これに代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。)が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第61号)に示されている中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成21年3月5日(木)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(本校又は分校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成21年3月19日(木)午前10時に、当該特別支援学校(本校又は分校)において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成21年3月19日(木)から1週間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時(3月19日(木))にあっては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成21年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長(以下「在籍高等部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接)、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成21年2月16日(月)午前9時から同月24日(火)午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記し、これに代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成21年3月5日（木）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成21年3月19日（木）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成21年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入学定員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	10
		保 健 理 療 科	10
	専 攻 科	理 療 科	10
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	10
		理 容 科	10
宇 和 聾 学 校	本 科	普 通 科	10
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	28
第 三 養 護 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
今 治 養 護 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
今治養護学校新居浜分校	本 科	普 通 科	16
宇 和 養 護 学 校	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
計			282